

2020 年度新入生の皆さんへ

法政大学中学高等学校長

岡 稔彦

法政大学中学高等学校は、本日（4月7日）に予定していた入学式を中止しました。

法政大学総長田中優子先生の祝辞にもあるように、つい先日までは、私たちは規模を縮小しながらも入学式を行う手はずでした。しかし、その後の情勢は驚くべき速度で進みました。

この日を新入生の皆さんが、人生の新しいステージへの第一歩として待っていただろうことを思うと、私たち法政中高の教職員も、残念な気持ちでいっぱいです。皆さんと直接会う、という点では、この後の登校開始の日を楽しみにするよりほかはありません。

さて、皆さんも知っての通り、新型コロナウイルス感染拡大を目の前に、世界中で様々な人びとが苦しい今を生きています。

感染者と死亡者が膨大な数になっているヨーロッパでも、人びとの移動を制限する措置がとられています。世界人権宣言にも国際人権規約 B 規約にも、そして日本国憲法にも記されている大切な権利の一つ＝移動の自由。これを制限しようとして、ドイツのメルケル首相は国民向け演説の中で「旅行および移動の自由が苦勞して勝ち取った権利であるという私のようなものにとっては、このような制限は絶対的に必要な場合のみ正当化されるものです。そうしたことは民主主義社会において決して軽々しく、一時的であっても決められるべきではありません。しかし、それは今、命を救うために不可欠なのです（林フーゼル美佳子さんによる訳）」と語っています。

人が行きたいところに行く。この当たり前の行動が制限され、あるいは監視される圧迫感のある社会は恐ろしいものに違いありません。メルケル首相の心にはゲシュタポやシュタージが浮かんでいたことでしょうか（いずれもドイツ史に登場した秘密警察）。かつて日本国にも特別高等警察が存在していました。つまり、行動制限や監視に苦しんだ人たちは世界中にいたし、今もいるのではないのでしょうか。だから、自由の制限というのは、本当に慎重でなければならないはずです。

しかし今回は、多くの人の健康と安全、つまり生命に関わることから特別な場面になっている、と考える必要があるように思います。自らが周囲の人々の健康と安全を脅かさないようにふるまう、という考え方です。ここに見られる自由と制限の関係を、日本国憲法は「公共の福祉」と表現しています。それは一人ひとりの自由というものが、他の多くの人の安全で幸福な共同生活と両立しなくてはならないということなのです。

同時に、その二つは、片方が片方を押しつぶさないよう、いつもみんなで注意を払う必要がある、というのが私の考えです。

みんなで学校に集う日は、やって来ます。その時、みんなでこの世界について、もう一度きちんと考えてみましょう。

登校開始の日に会えることを楽しみに待っています。